

産業構造審議会地域経済産業分科会

工場立地法検討小委員会の公開について（案）

- 1．無記名の議事要旨については、原則として会議の翌々日までに作成し、公開する。
- 2．無記名の議事録については、原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
- 3．配布資料は、原則として公開する。
- 4．傍聴については、小委員会の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
- 5．小委員会開催日程については、事前に周知するものとする。
- 6．個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについては、委員長に一任する。